

# 光城コミュニティセンター運営委員会要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、光城学区連絡協議会（以下「連絡協議会」という）規約第7条に基づき「光城コミュニティセンター」運営委員会に関して必要な事項を定める。

## (運営委員会の業務)

第2条 運営委員会は次の事項を取決め実行に移す為、各運営委員に業務を割り振る。

- (1) コミュニティセンターの運営、経理、環境整備、維持管理。
- (2) 年間活動計画書、年間活動報告書、予算書及び決算書の作成。
- (3) 運営委員会要綱の作成と改正。
- (4) 利用規約の作成と改正。
- (5) 管理員業務規約の作成と改正。

## (運営委員の人選)

第3条 コミュニティセンター運営委員は、次の(1)(2)の中から連絡協議会会長が委嘱する。

- (1) 連絡協議会の構成団体から選出された者。
- (2) 連絡協議会が必要と認める者。

## (運営委員の定数)

第4条 コミュニティセンター運営委員会に次の役員を置き、運営委員長は連絡協議会会長が務め、その他の役員は運営委員の中から運営委員長が委嘱する。尚、運営委員会が必要と認める時は顧問を置くことが出来る。

(下記役員名称はコミュニティセンターを省略して記載)

運営委員長	1名
運営副委員長	2名
会計	1名
書記	1名
会計監査	1名
総務	1名
広報	1名
整備	1名
その他	防火・警備担当等

## (運営委員の役割)

第5条 運営委員の役務は次の通りとする。

- (1) 運営委員長はコミュニティセンター運営に関わる全ての責任を負う。

- (2) 運営副委員長は運営委員長を補佐して、運営に関わる補助的業務を行う。又、運営委員長が不在の場合は運営委員長に代わり運営に関わる全ての責任を負う。
- (3) 会計はコミュニティセンターの運営に関わる全ての会計業務を行い、予算書・決算書を作成して運営委員会に報告、承認を得る業務を行う。
- (4) 総務は、コミュニティセンターの年間活動計画書の作成と年間活動報告書の作成をし、運営委員会に報告する。その他運営委員会の庶務、コミュニティセンターの利用・管理の事務に関する業務(利用規約・管理員業務規約)を行う。
- (5) 広報は、各種行事のPR、センターの紹介など広報広聴に関する業務を行う。
- (6) 整備は、コミュニティセンターの環境整備に関する業務を行う。
- (7) その他の防火、警備担当業務は都度運営委員長より担当団体に依頼する。

#### (運営委員の任期)

第6条 運営委員の任期は2年とするが再任は妨げない。欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (運営会議)

第7条 運営会議は全委員で構成し、第2条に定める事項及び提案事項について協議決定する。

- (1) 会議は定例会及び臨時会とし、定例会議は2か月に1回、臨時会は必要に応じて運営委員長がこれを開催する。
- (2) 会議は委員の半数以上の出席を要し、議決は出席者の過半数とする。

#### (事務局)

第8条 コミュニティセンター運営委員会の事務局は「光城コミュニティセンター」内に置く。

#### (承認事項)

第9条 次の各号に関する事項は、コミュニティセンター運営委員会で決定し、連絡協議会の承認を得るものとする。

- (1) コミュニティセンター運営委員会要綱改正。
- (2) コミュニティセンター利用規約の改正。
- (3) 役員を選任。
- (4) 事業計画及び予算・決算。
- (5) その他、コミュニティセンターの管理・運営に関する重要事項。

#### (運営資金と預金)

第10条 コミュニティセンター運営委員会の財源は行政からの助成金、施設利用協力費及び連絡協議会からの運営交付金等による。

- (1) 会計年度は連絡協議会と同じとする。
- (2) コミュニティセンター運営委員会での会計監査後、連絡協議会の承認を得る。

- (3) コミュニティセンターの中長期修繕費費用(行政の計画とは別に)についての計画を策定し、定期預金をする。

**【施行期日】**

この要綱は、令和元年12月16日から施行する。